

お客様各位

検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発 1128 第 3 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 2025年12月1日より適用

《新規収載項目》

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	当社における検査実施状況
抗 NF155 抗体	1,000 点 / 免疫 (144 点)	「DO14」自己抗体検査の「47」に準じる	未実施
	注 釈		
抗 NF155 抗体及び抗 CNTN1 抗体は、慢性炎症性脱髄性多発神経炎又は自己免疫性ノドパチーの診断の補助（治療効果判定を除く。）を目的として、ELISA 法により測定した場合に、それぞれ抗アクアボリン4抗体の所定点数を準用して、患者1人につき1回ずつ算定できる。自己免疫性ノドパチーの再発が疑われる場合は、初回の検査で陽性であったいずれかの項目に限り再度算定できることとする。ただし、2回目以降の当該検査の算定に当たっては、その理由及び医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。			
主な測定目的			
血清中のニューロファシン 155 抗体の測定（慢性炎症性脱髄性多発神経炎並びに自己免疫性ノドパチーの診断補助）			

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	当社における検査実施状況
抗 CNTN1 抗体	1,000 点 / 免疫 (144 点)	「DO14」自己抗体検査の「47」に準じる	未実施
	注 釈		
抗 NF155 抗体及び抗 CNTN1 抗体は、慢性炎症性脱髄性多発神経炎又は自己免疫性ノドパチーの診断の補助（治療効果判定を除く。）を目的として、ELISA 法により測定した場合に、それぞれ抗アクアボリン4抗体の所定点数を準用して、患者1人につき1回ずつ算定できる。自己免疫性ノドパチーの再発が疑われる場合は、初回の検査で陽性であったいずれかの項目に限り再度算定できることとする。ただし、2回目以降の当該検査の算定に当たっては、その理由及び医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。			
主な測定目的			
血清中のコンタクチン 1 抗体の測定（慢性炎症性脱髄性多発神経炎並びに自己免疫性ノドパチーの診断補助）			

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	当社における検査実施状況
RS ウイルス 核酸検出	291 点 / 微生物 (150 点)	「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」に準じる	未実施
	注 釈		
RS ウイルス核酸検出は、以下のいずれかに該当し、RS ウイルス感染が疑われる患者に対して、RS ウイルス抗原定性が陰性であった場合に、RS ウイルス感染の診断を目的として、鼻腔拭い液を検体として、NEAR 法により実施した場合に、マイコプラズマ核酸検出、インフルエンザ核酸検出の所定点数を準用して算定する。 ア 入院中の患者 イ 1 歳未満の乳児 ウ パリビズマブ製剤又はニルセビマブ製剤の適応となる患者			
主な測定目的			
鼻腔ぬぐい液中の RS ウイルス RNA の検出 (RS ウイルス感染の診断の補助)			